

判決年月日	平成23年6月16日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成23年（行ケ）10094号		
○ 指定商品を「菓子」とする「江戸深川七福神」なる商標と、指定商品を「菓子及びパン」等とする「七福神」「お江戸七福神」「大江戸七福神」「深川七福神」なる登録商標との類否（積極）			

（関連条文）商標法4条1項11号

本件は、指定商品を第30類「菓子」とする「江戸深川七福神」の文字から成る登録商標（本件商標）に対する無効審判の請求について、特許庁がした請求不成立審決の取消訴訟である。

審決の理由は、要旨、本件商標の登録は、商標法4条1項7号、10号、11号、15号、16号及び19号のいずれにも違反してされたものではないから、同法46条1項の規定により、その登録を無効とすべきものではない、というものである。

本判決は、以下のとおり判示して、原告の請求を認容した。

「本件商標からは、「エドフカガワシチフクジン」という一連の称呼が生じ、また、「江戸の深川地区」に所在する「七福神」といった観念が生じることとは否定し得ないが、「江戸深川」の部分から「七福神」の部分と一連となった称呼ないし観念が生じ得るとしても、それ自体で独立した、出所識別標識としての称呼及び観念までは生じないというべきであって、本件商標の称呼ないし観念が「江戸深川七福神」以外に生じる余地がないということとはできない。

そうすると、本件商標からは、「江戸深川七福神」という当該商標の全体に対応した称呼及び観念とは別に、「七福神」の部分に対応した「シチフクジン」の称呼及び「福德をもたらす神として信仰される7体の神。大黒天、恵比寿、毘沙門天、弁財天、福祿寿、寿老人、布袋。」という観念も生じるといわざるを得ないのであって、本件商標と引用商標との類否判断に際して、本件商標から「七福神」の部分を抽出することは当然に許されるべきものである。」

「他方、引用商標のうち、引用商標3についてみると、同商標は、「七福神」の文字を横書きして成るものであり、各文字の大きさ及び書体は同一であって、その全体が等間隔に1行でまとまりよく表されているものである。

そして、引用商標3は、「シチフクジン」の称呼及び「福德をもたらす神として信仰される7体の神。大黒天、恵比寿、毘沙門天、弁財天、福祿寿、寿老人、布袋。」という観念を有するものといえることができる。」

「本件商標と引用商標3とは、称呼及び観念において共通するものであり、両商標の外観の相違は、出所識別標識としての称呼及び観念が生じない「江戸深川」部分の有無が異なる程度にとどまるものであるから、そのような外観の相違を考慮してもなお、本件商標と引用商標3とが同一又は類似の役務に使用された場合には、当該役務の出所について混同が生じるおそれがあるというべきであって、本件商標は、引用商標3と類似するものと認めるのが相当である。」

「本件商標の指定商品は「菓子」であり、引用商標3の指定商品は「菓子及びパン」であるから、両商標の指定商品は同一又は類似であることは明らかである。」

「引用商標3について説示したところは、「七福神」に、地域を示す「お江戸」「大江戸」「深川」が結合された引用商標1、2、6についても当てはまるから、本件商標は、引用商標1、2、6とも類似するものと認めるのが相当である。」

「以上の検討結果によれば、本件商標と引用商標とがいずれも非類似であり、本件商標が商標法4条1項11号に掲げる商標に該当しないとした本件審決の判断は、少なくとも引用商標1ないし3及び6との類否判断を前提にしても、これを是認し得ないことは明らかである。」